

千葉地方最低賃金審議会の意見に関する公示

千葉労働局一般公示第 41 号

令和 7 年 8 月 7 日千葉地方最低賃金審議会から、千葉県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 11 条第 1 項及び第 12 条の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公示する。

なお、千葉県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 11 条第 2 項及び第 12 条の規定に基づき、令和 7 年 8 月 22 日までに千葉労働局長あて（千葉市中央区中央 4－11－1）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 7 年 8 月 7 日

千葉労働局長 小山 英夫

記

千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見の要旨

千葉県最低賃金を別紙のように定めること。

別 紙

1 適用する地域

千葉県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金

1時間 1,140円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年10月3日

異 議 申 出 書

令和7年8月7日貴殿が公示した千葉県最低賃金の改正決定に係る千葉地方最低賃金審議会の意見について異議があるので、最低賃金法第11条第2項及び第12条により下記のとおり異議を申し出る。

記

異議の内容

異議の理由

令和7年8月 日

申 出 者

住 所

氏 名

千葉労働局長 殿